

軽微な工事の範囲

消防用設備等の種類	増設	移設	取替え
消火器	本体	本体	本体
漏電火災警報器	該当なし。	変流器 →同一警戒電路内に限る。	全ての構成部品 →型式に変更がないものに限る。
非常警報設備 (非常ベル・自動式サイレン)	①起動装置、音響装置、表示灯 →2個以下(既設と同種類)に限る。 ②複合装置 →2個以下(既設と同種類)に限る。	①起動装置、音響装置、表示灯 →同一警戒区域内に限る。 ②複合装置 →同一警戒区域内に限る。	①起動装置、音響装置、表示灯 →2個以下に限る。 ②複合装置 →2個以下に限る。
非常警報設備 (放送設備)	スピーカー →5個以下(既設と同種類)に限る。	スピーカー →5個以下で、同一放送階に限る。	スピーカー →5個以下に限る。
避難器具(1に掲げるものを除く。)	該当なし。	本体・取付金具 →同一階に限る。 →設置時と同じ施工方法に限る。	①標識 ②本体・取付金具 →設置時と同じ施工方法に限る。
誘導灯・誘導標識	避難口、通路、客席 →5個以下に限る。	同左	同左
排煙設備	①排煙口、給気口及び風道 →同一防煙区画内で、かつ、排煙機及び給気機の能力に影響がないものに限る。 ②手動起動装置 →同一防煙区画内に限る。 ③自動起動装置 →同一防煙区画内に限る。	同左	排煙機及び給気機を除く構成部品
連結散水設備	散水ヘッド →一の送水区域において5個以下(既設と同種類)で、かつ、送水区域に変更がない場合に限る。	同左	全ての構成部品
連結送水管	該当なし。	該当なし。	加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁を除く構成部品 →既設と同種類のものに限る。
非常コンセント設備	該当なし。	該当なし。	コンセント、保護箱 →既設と同種類のものに限る。
共同住宅用非常警報設備	起動装置、音響装置、表示灯 →既設と同種類のもので、同一階の範囲内に限る。	起動装置、音響装置、スピーカー、表示灯 →同一階の範囲内に限る。	全ての構成部品
共同住宅用連結送水管	該当なし。	該当なし。	加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁を除く構成部品 →既設と同種類のものに限る。
共同住宅用非常コンセント設備	該当なし。	該当なし。	コンセント、保護箱 →既設と同種類のものに限る。
特定小規模施設用自動火災報知設備(1に掲げるものを除く。)	自動火災報知設備の例による。	同左	同左

(2) 政令第36条の2第1項が適用される工事以外の工事のうち、軽微な工事に該当する場合